

刑事訴訟法における再審規定の速やかな改正を求める意見書

再審は、誤って有罪とされた冤罪被害者を救済することを目的とした制度であり、冤罪被害者は速やかに救済されなければならない。

しかし、現行の再審制度は、再審請求手続において、捜査機関が所有する証拠の全面的な開示が制度化されていないことや、再審開始決定に対する検察官の不服申立てが認められていることにより、再審決定が長期化するなど、制度的に再審が保障される仕組みにはなっていない。

再審開始決定を得た事件の多くでは、開示された証拠が再審開始の判断に影響を及ぼしている。再審請求手続における証拠開示の制度化の重要性は明らかであるが、証拠開示に係る規定が存在せず、現状は裁判所の裁量に委ねられている。

平成28年に改正された刑事訴訟法の附則では、政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示について検討を行う旨が定められており、証拠開示の制度化を早急に行うべきである。

また、検察官が再審開始決定に不服の主張を行う機会が保障されているが、このことが再審請求手続の長期化を招いており、再審開始決定に対する検察官による不服申立てができないようにすべきである。

よって、国においては、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、次の事項について刑事訴訟法を速やかに改正するよう強く要望する。

記

- 1 再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立てができない制度に改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月28日

名取市議会議長 菊 地 忍

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

法 務 大 臣 殿